

# 令和5年度補正予算に係る個別公共事業の評価書

令和5年11月29日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月31日最終変更）及び令和5年度国土交通省事後評価実施計画（令和5年3月30日策定）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての再評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

## 1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

- i) 事業評価カルテ検索（URL：<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）  
これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。
- ii) 事業評価関連リンク（URL：[https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)）  
各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

## 2. 今回の評価結果について

今回は、令和5年度補正予算に係る評価として、直轄事業等について、再評価2件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名	評価項目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の 主な評価項目		
	便益	費用			
河川・ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定年平均被害軽減期待額</li> <li>・CVM(仮想的市場評価法)による支払意思額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の影響</li> <li>・過去の災害実績</li> <li>・災害発生危険度</li> <li>・地域開発の状況</li> <li>・地域の協力体制</li> <li>・河川環境等を取りまく状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査メッシュ統計</li> <li>・水害統計等</li> </ul>	水管理・国土保全局

※便益把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要なとされる費用によって評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

# 令和5年度補正予算に係る再評価について

別添2

## 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
河川事業	直轄事業等	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
合計		0	0	0	0	2	2	2	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

# 令和5年度補正予算に係る再評価結果一覧

別添3

## 【公共事業関係費】

【河川事業】  
（直轄事業等）

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応 方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
宮川総合水系環境 整備事業 中部地方整備局	その他	6.7	13	<p>【内訳】 水辺整備の効果による便益：13億円</p> <p>【主な根拠】 (水辺整備) ・玉城町かわまちづくり 支払意志額：246円/月/世帯 受益世帯数：29,308世帯</p>	8.5	<p>【内訳】 建設費：7.3億円 維持管理費：1.2億円</p>	1.5	<p>・管理用通路や坂路、親水護岸等の整備により、水辺へのアクセスが向上し、利用ニーズが拡大している「たまき水辺の楽校」の更なる利用活性化が期待される。</p> <p>・今後は、キャンプやイベントの場として、玉城町の観光振興に寄与することが期待される。</p> <p>・水辺整備箇所がサイクリングコースの一部として位置付けられることで、宮川の沿川に分布する歴史資源等との回遊を促進し、まちの活性化に寄与することが期待される。</p> <p>・水辺整備分野の内容に追加が生じたことから再評価を実施。</p> <p>【投資効果等の事業の必要性】 ・玉城町かわまちづくり実施地区は、河川空間管理計画で自然利用ゾーンとして位置付けられ、「人と河川の豊かなふれあいの場」としての利用が求められている。</p> <p>・令和2年度に策定された『玉城町観光振興計画』では、利用ニーズが拡大している水辺の楽校を活用していくことが位置付けられている。</p> <p>・玉城町かわまちづくりにおいては、利用しやすい河川空間の整備により、地域活性化を図る必要がある。</p> <p>【事業の進捗の見込み】 ・令和元年以降は、せせらぎ水路に生息する魚類等について、継続してモニタリング調査を行っており、魚類の生息が確認されている。令和4年のせせらぎ水路改良後、魚類の確認個体数は増加傾向にある。</p> <p>・かわまちづくり計画に基づく整備の実現に向けて、引き続き地域住民や関係機関と連携し、事業の進捗を図る。</p> <p>【コスト縮減等】 ・残土処理地を変更し、運搬距離を短縮することによりコスト縮減を図っている。</p> <p>・せせらぎ水路改良については、流用材の利用等によりコスト縮減を図っている。</p> <p>・盛土材料は、現地発生土を利用することによりコスト縮減が図られるよう努める。</p>	継続	水管理・国土保全局 河川環境課 (課長 豊口 佳之)	

<p>淀川総合水系環境整備事業 近畿地方整備局</p>	<p>その他</p>	<p>354</p>	<p>3,035</p> <p>【内訳】 水辺整備の効果による便益：702億円 自然再生の効果による便益：2,333億円</p> <p>【主な根拠】 (水辺整備) ・淀川河川敷十三エリアかわまちづくり 支払意思額：249円/月/世帯 受益世帯数：376,872世帯 ・淀川河川敷枚方エリアかわまちづくり 支払意思額：274円/月/世帯 受益世帯数：557,548世帯 ・八幡市かわまちづくり 支払意思額：365円/月/世帯 受益世帯数：81,237世帯 ・伏見地区かわまちづくり 支払意思額：277円/月/世帯 受益世帯数：118,408世帯 ・宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり 支払意思額：301円/月/世帯 受益世帯数：113,842世帯 ・和東町木津川かわまちづくり 支払意思額：235円/月/世帯 受益世帯数：28,191世帯 ・名張かわまちづくり 支払意思額：167円/月/世帯 受益世帯数：27,015世帯 (自然再生) ・魚がのぼりやすい川づくり 支払意思額：260円/月/世帯 受益世帯数：1,169,239世帯 ・淀川ワンド再生 支払意思額：316円/月/世帯 受益世帯数：584,107世帯 ・汽水域干潟整備 支払意思額：428円/月/世帯 受益世帯数：284,014世帯 ・木津川たまり再生 支払意思額：242円/月/世帯 受益世帯数：122,631世帯 ・鶴殿ヨシ原保全 支払意思額：322円/月/世帯 受益世帯数：215,134世帯 ・野洲川自然再生 支払意思額：233円/月/世帯 受益世帯数：203,423世帯</p>	<p>424</p> <p>【内訳】 建設費：422億円 維持管理費：1.6億円</p>	<p>7.2</p>	<p>・淀川河川敷十三エリアかわまちづくりについては、堤防上面の基盤整備を実施することで、民間事業者による賑わい拠点施設の整備を促進する。 ・淀川河川敷枚方エリアかわまちづくりについては、多自然池の再整備等により、水辺のアクティビティーや体験学習の機会等を創出する。 ・八幡市かわまちづくりについては、親水護岸の整備により体験学習の機会を創出する。 ・伏見地区かわまちづくりについては、高水敷等の整備により水辺空間を活かしたイベントの実施を後押しする。 ・宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくりについては、親水護岸等の整備によりEポート等の水上アクティビティーの機会等を創出する。 ・和東町木津川かわまちづくりについては、親水護岸の整備により、水辺のアクティビティーを推進する。 ・名張かわまちづくりについては、歴史的な街並みと一体的な水辺空間の整備により、観光振興が期待できる。 ・魚がのぼりやすい川づくり事業については、芥川等の流入支川の本支川間の連続性を確保することで、淀川管内における魚類等の移動環境の改善が期待できる。 ・淀川ワンド再生により、令和4年度に平成25年に放流を行った個体の第10世代の生息を確認している。 ・鶴殿ヨシ原保全により、淀川原風景としての広大なヨシ原が復元される。 ・野洲川自然再生については、水制工設置や河道掘削等により、瀬・淵のある流れの再生および多様な生態系の保全が期待できる。</p>	<p>・水辺整備分野の内容に追加が生じたことから再評価を実施。</p> <p>【投資効果等の事業の必要性】 ・2025年大阪・関西万博を契機として、舟運を核とした淀川沿川地域のさらなる賑わいづくりのため、定期観光船の就航や沿川地域の資源を活用した観光コンテンツの商品化、これを支えるハード整備等が必要である。</p> <p>【事業の進捗の見込み】 ・水辺整備については、令和14年度完成を目指して事業を推進しており、進捗率は全体の38.8%になっている。 ・自然再生については、令和25年度完成を目指して事業を推進しており、進捗率は全体の45.9%になっている。</p> <p>【コスト縮減等】 ・改修・維持工事との連携（河道掘削工事に伴う瀬・淵の再生など）等によるコスト縮減について検討する。 ・淀川環境委員会等における学識者の意見を踏まえ整備方法の改善に取組むほか、技術の進展に伴う新技術・新工法の採用、発土の他現場流用調整などによってコスト縮減に努める。</p>	<p>継続</p>	<p>水管理・国土保全局 河川環境課 (課長 豊口 佳之)</p>
---------------------------------	------------	------------	---	--	------------	---	--	-----------	---